

福祉避難所の指定に関する協定書（例）

（目的）

第1条 この協定は、名古屋市（以下「甲」という。）が、〇〇〇（以下「乙」という。）に対し、乙の施設を福祉避難所としてあらかじめ指定し、名古屋市内で大規模な災害が発生した場合において、災害時要援護者（以下「要援護者」という。）が避難するためにその施設を使用することについて協力を要請するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（施設使用の要請）

第2条 甲は、通常の避難所に避難した要援護者が二次的に避難するために開設される福祉避難所として次項に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。この場合乙は、甲からの要請をできるかぎり受け入れるよう努めるものとする。

（該当施設）

第3条 福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。

2 前項の指定は、別に定める手続きにより行う。

（要援護者の受入れ）

第4条 第2条による甲の要請は、災害救助地区本部（連絡がとれない場合は区災害対策本部、以下同じ。）からの福祉避難所開設要請によって行われるものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、すみやかに受入体制を整え、準備が完了した時点で要請のあった災害救助地区本部に福祉避難所を開設した旨を連絡する。

3 前条の施設へ移送を要する要援護者の受入れについては、別に定める様式により災害救助地区本部から当該施設に対して要請されるものとする。

4 前項の受入れ要請があったときは、受入れの可否を要請のあった災害救助地区本部へ連絡する。なお、受け入れる場合にあっては、乙は可能な範囲で移送についても協力するよう努めるものとする。

5 要援護者を介助する者は、当該要援護者とともに前条の施設に避難させることができるものとする。ただし、この場合通常の避難所の対象者として取り扱うものとする。

6 甲と乙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、災害時に支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

（福祉避難所の開設期間）

第5条 第2条の要請に基づく福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要な場合は甲乙協議の上、7日以内で延長することができるものとし、さらに再延長が必要な場合は同様に取り扱うものとする。

2 乙は、前項の開設期間中は、福祉避難所の施設管理のため必要な当直者を配置するものとする。

(物資の支給、要援護者への支援)

第6条 乙は、避難者に対する必要な食品の給与及び被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与について、別紙に定めるところによる。

2 乙は、被災した要援護者や家族の相談等日常生活上の支援及び要援護者が必要とする福祉サービスや保健医療サービスを受けるための援助について、別紙に定めるところによる。

(費用の負担等)

第7条 甲は、乙に対し、福祉避難所の開設にかかる経費（前条の事業を受託した場合の経費を含む。）について、災害救助法等関連法令等の定めるところにより、所要の実費を負担するものとする。

2 甲は、乙が福祉避難所を適切に運営し、また通常事業の実施に支障とならないよう、必要な物資や介護者等及び長期避難者の受入れ先を確保するよう努めるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は、定期的に協議を行うものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成 年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の前までに甲または乙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(雑則)

第10条 この協定の実施に関して必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

平成○年○月○日

(甲) 名古屋市長名

(乙) 法人代表者名

(別表)

施 設 名 称	所 在 地
デイサービス〇〇	〇〇区〇〇町〇丁目〇番地
△△△△△	△△区△△町△丁目△番地

別紙

(事業所名称：)

福祉避難所の業務	規 定	実施の有無
食品の給与	協定第6条第1項	
生活必需品の給与・貸与	協定第6条第1項	
相談等支援・援助	協定第6条第2項	